

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、厚生労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保険医療機関です

以下の施設基準に適合している旨、近畿厚生局に届出を行っています

明細書発行体制加算

医療 DX 推進体制整備加算: (医療DX) 第 1817 号

短期滞在手術等基本料 I: (短手 I) 第 301 号

ロービジョン検査判断料: (ロー検) 第 75 号

コンタクトレンズ検査料 I: (コン I) 第 101037 号

緑内障手術 (緑内障手術 (流出路再建術 (眼内法) 及び水晶体

再建術併用眼内ドレーン挿入術): (緑内障ド) 第 130 号

外来・在宅ベースアップ評価料 (I): (外在ベ I) 第 791 号

酸素の購入単価: (酸素単) 第 573519 号